

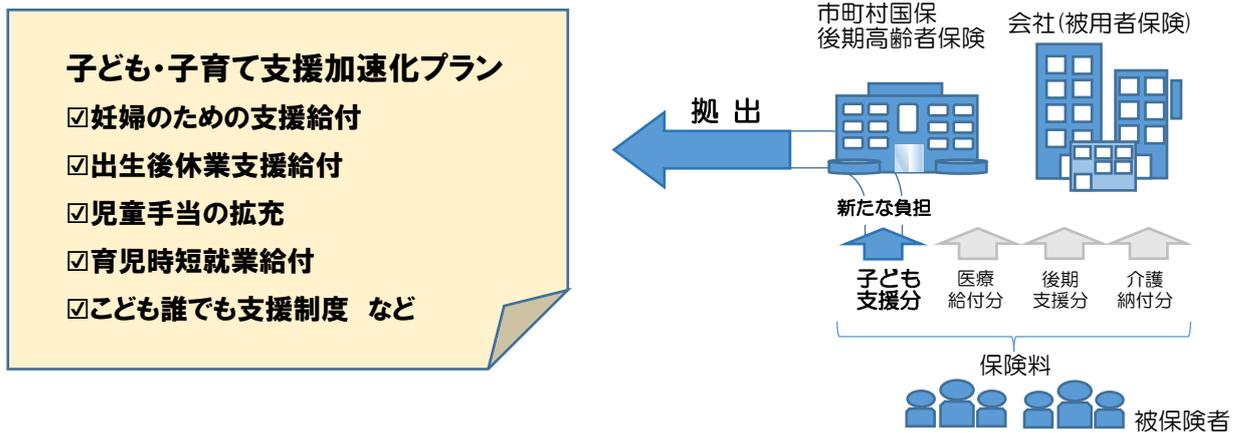
子ども・子育て支援金の賦課について

国は、令和10年度までに3.6兆円の予算を充てる「子ども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめました。

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、財源は子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料等に加えて、子ども・子育て支援分を賦課し徴収することとされました。

令和8年度以降、各保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、子ども・子育て支援分については、保険者を通じ国(基金)に拠出される仕組みができました。

支援金の総額は約1兆円が見込まれており、これを既存の保険料等に上乗せし賄いますが、激変緩和が設けられ、令和8年～令和10年の3年で段階的に増額し徴収する予定です。



市の被保険者への影響について・・・

市も保険者として、国民健康保険税より既存の区分(医療給付分・後期支援分・介護給付分)に加え、新たな区分として「子ども・子育て支援分」を段階的に徴収する必要があります。必要額は、県が算定する事業費納付金を基準に、税率を今後定めることとなります。

税率は、既存の区分同様、茨城県運営方針により2方式(所得割と均等割)を採用する方針です。ただし、子ども・子育て支援分にあつては、少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の保険税が増えないよう18歳未満の均等割の額は10割軽減とし、この負担を18歳以上で負担することとされています。

(参考 国の試算)	
令和8年度支援金見込額	ひとり当たり250円/月程度 [@250円×12月×被保7800人≒23,400千円程度]
令和9年度支援金見込額	ひとり当たり300円/月程度 [@300円×12月×被保7800人≒28,080千円程度]
令和10年度支援金見込額	ひとり当たり400円/月程度 [@400円×12月×被保7800人≒37,440千円程度]

## 今後のスケジュール

令和8年1月中旬	茨城県国民健康保険事業費納付金本算定（予定）
	国民健康保険税税率試算
1月下旬	国民健康保険運営協議会(諮問)
	条例等の整備
令和8年2月下旬 ～3月	議案提出当初予算(案)および条例改正(案)（予定）
令和8年4月1日	施行

## 子ども・子育て支援金制度が開始します

### 「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

### なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。

### いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

### 支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、**

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様へ追加のご負担を求めない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所得制限なし	960万円未満	
	支援対象	児童手当(月額)
	0歳～3歳未満	1.5万円
	3歳～小学生	1万円
	中学生	1万円
	0歳～3歳未満	1.5万円
	3歳～小学生	1万円
	中学生	1万円
	高校生	1万円

※令和6年10月分から拡充

## 妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、  
・妊娠届出時に5万円  
・妊娠後期以降に妊娠している  
こどもの数×5万円  
を支給します。



※令和7年度から制度化

## 育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、  
こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、  
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

## 出生後休業支援給付

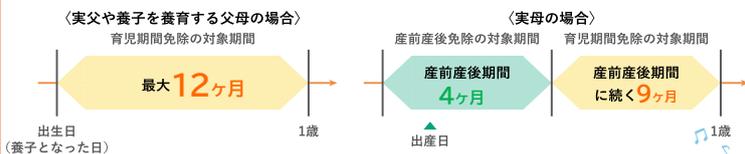
「出生後休業支援給付」を創設し、  
子の出生直後の一定期間内に  
両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、  
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

## 育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

## こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、  
保育所等に通っていない0歳6カ月から  
満3歳未満のこどもが  
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP  
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

